

枚方市建築協定締結補助金交付要綱

制定	平成 2 年 3 月 30 日枚方市要綱第 12 号
最終改正	平成 30 年 3 月 14 日枚方市要綱第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づき、建築協定締結補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、建築協定を締結する住民組織に対して交付することにより、それぞれの地域にふさわしいまちづくりを推進し、地域の良好な住環境の保全について市民意識の向上を図ることとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築協定 枚方市建築協定に関する条例（昭和47年枚方市条例第22号）第 2 条の規定により締結する協定をいう。
- (2) 住民組織 市内の既成市街地に存する自治会、商店会、工場協議会等の組織をいう。
- (3) 既成市街地 現に人の居住の用又は業務の用に供している建築物が連たんしている地域をいう。

(補助金の交付の対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、建築協定の認可を受けた住民組織とする。

(補助対象行為)

第 5 条 補助対象行為は、建築協定の締結に係る行為とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象行為に要する印刷費、郵送費、会議室の使用料、当該区域が建築協定区域であることを明確にする標示板の設置費等の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の額は、125,000 円を限度とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 2 年度に限り、平成元年度中に認可を受けた建築協定については、この要綱を適用するものとする。

附 則〔平成27年7月8日枚方市要綱第54号〕

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則〔平成30年3月14日枚方市要綱第10号〕

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。